

日本政府は2014年1月、障害者権利条約を批准しました。2月には、国連・障害者権利委員会に1回目の締約国報告を提出しなければなりません。昨年9月、外務省が作成した報告案をどうみるか、日本障害者協議会理事で日本社会事業大学の佐藤久夫特任教授に聞きました。

日本障害者協議会理事
日本社会事業大学特任教授

佐藤久夫さんに聞く



同条約は、障害者が障害のない市民と同じように暮らす権利があるとするものです。締約国は、その実現のために必要な措置を取る義務があります。そして、義務の履行状況と、それにより障害者の生活がどう改善されたのかの報告が締約国に求められます。

外務省は「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告(案)」を取りまとめ、昨年9月、内閣府の障害者政策委員会に紹介しました。

報告案は、法制度については詳しく述べる一方、その結果、障害者の暮らしがどう改善されたかにはほとんど触れていません。

データ補充必要

報告案と政策委員会での議論から、問題点がいくつか浮かび上がっています。

報告案は、法制度については詳しく述べる一方、その結果、障害者の暮らしがどう改善されたかにはほとんど触れていません。例えば報告案は、条約20条「個人の移動を容易にすること」の項では、障害者総合支援法の移動支援や補助犬法などの制度や利用人数の増加を紹介していますが、障害者の外出状況そのものの実態と非障害者との比較はありません。厚生労働省の調査があるにもかかわらず

障害者権利条約「政府報告案」

生活実態ほとんど示さず

わらず示していないのではありません。「どうせ信用されないのだから正直には書かない」と言うに等しいものです。外務省が作成したものは「政府報告」という名称ですが、条約が求めるのは、「締約国報告」です。条約を批准しているのは国、つまり、立法、司法、行政の三府と地方自治体を含む日本の統治機構の総体です。国会や司法府もそれぞれの立場からの報告をまとめて提出するのが本来あり方でしょう。

外務省の担当者は政策委員会への説明の中で、「問題点を正直に自己申告することは望ましいだろうが、国連の委員は一般的に、それ以上に問題があるはずだ」と考える」といった趣旨の発言を報告案の作成過程で、障害者や関係団体から独立した機関の情報を重視します。民間報告では、政府報告が触れない、実態が分かるデータの提出が求められます。障害者団体による政府への要望内容や、それに対する政府の対応などの紹介も有効です。

民間報告が有効

政府報告とは別に、障害者団体は国連に、民間報告(パラレルレポート)を提出することができます。障害者権利委員会は、政府から独立した機関の情報を重視します。民間報告では、政府報告が触れない、実態が分かるデータの提出が求められます。障害者団体による政府への要望内容や、それに対する政府の対応などの紹介も有効です。



障害者権利条約の民間報告について議論する日本障害者協議会政策会議の参加者—2015年5月、東京都新宿区

民間報告の提出で、国連は正確な評価が可能になり、日本の課題が明らかになります。また、民間報告作成は、多様な障害者団体や家族の団体、専門職などが協議し、相互理解を深め連携するきっかけにもなります。